

三宅村 議会だより

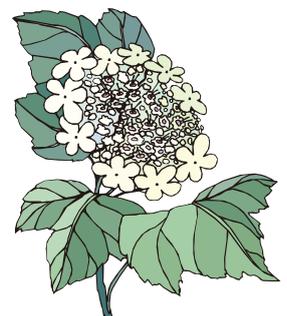
第20号
2017.01.30



写真：議会最終日を傍聴した三宅小学校6年生の皆さんと議場で

目次

平成28年第4回三宅村議会定例会で審議された議案	2
平成28年第4回三宅村議会定例会 議決結果	3
村政を問う（一般質問）	4
議長報告書	14



平成28年第4回三宅村議会定例会
(会期・12月14・15日)で
審議された議案

議案第1号

三宅村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、三宅村議会議員の期末手当の支給率と期別支給割合が改正されました。

議案第2号

三宅村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、三宅村長の期末手当の支給率と期別支給割合が改正されました。

議案第3号

三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、三宅村教育委員会教育長の期末手当の支給率と期別支給割合が改正されました。

議案第4号

三宅村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告並びに国制度に

準じて、三宅村職員及び一般職の任期付職員の給与に関する条例が改正されました。初任給調整手当、給与表、勤勉手当の支給率、及び扶養手当に関する変更です。

議案第5号

三宅村税条例の一部を改正する条例

日台租税協定の規定を国内法に取り込むための外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る村民税の特例等を設ける改正です。

議案第6号

三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例規定を設ける改正です。

議案第7号

東京都町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

三宅村が共同設置する東京都町村公平委員会に、新たに加入する団体があるため、その規約の一部が改正されます。

議案第8号

平成28年度三宅村一般会計補正予算(第6号)

主に人事院勧告に伴う人件費の増減、阿古荷捌き施設解体撤去事業等各事業費の確定、変更に伴う補正です。

議案第9号

平成28年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

主に、入院件数の増加等に伴う医療費の伸びを見込んだ、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の補正です。

議案第10号

平成28年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

主に介護保険システムの改修、保険給付に係る保険者負担の財源調整、介護保険準備基金への積み立てのための補正です。

議案第11号

平成28年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

八重間水源送水ポンプ取替工事、坪田中央浄水所電源設備改修工事のための補正です。

議案第12号

平成28年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算(第2号)

人事院勧告に準じて、職員給与が改定されたことに伴う補正です。

認定第1号

平成27年度三宅村一般会計及び特別会計決算の認定について

- (1)平成27年度三宅村一般会計 歳入歳出決算
- (2)平成27年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計 歳入歳出決算
- (3)平成27年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計歳入歳出決算
- (4)平成27年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計 歳入歳出決算
- (5)平成27年度三宅村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (6)平成27年度三宅村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成27年度の各会計の決算が認定されました。

【一般会計決算】

歳入総額45億8050万9千円、歳出総額44億4816万2千円

【特別会計決算】

○国民健康保険(事業勘定)
歳入総額5億9628万円、歳出総額5億7384万7千円

○国民健康保険(直営診療施設勘定)
歳入総額3億2326万4千円、歳出総額3億1394万7千円

○介護保険(保険事業勘定)
歳入総額3億2235万3千円、歳出総額3億65万4千円

○簡易水道
歳入総額2億4234万3千円、歳出総額628万7千円

○後期高齢者医療
歳入総額7990万6千円、歳出総額86万8千円



平成28年第4回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否							議決結果
		石井肇	沖山雄一	沖山肇	木村靖江	佐久間正文	水原光夫	平川大作	
議案第1号	三宅村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	三宅村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第3号	三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第4号	三宅村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第5号	三宅村税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第6号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第7号	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第8号	平成28年度三宅村一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第9号	平成28年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第10号	平成28年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第11号	平成28年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第12号	平成28年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	〃
認定第1号	平成27年度三宅村一般会計及び特別会計決算の認定について (1)平成27年度三宅村一般会計歳入歳出決算 (2)平成27年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算 (3)平成27年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計歳入歳出決算 (4)平成27年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算 (5)平成27年度三宅村簡易水道特別会計歳入歳出決算 (6)平成27年度三宅村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	○	認定

※表中の記号：○…賛成 ×…反対

村政を問う

7人の議員が一般質問

沖山 雄一
議員



問 第5次総合計画の目指す10年後の三宅村について

定住人口3000人を達成するために、どんなことを実践していくのか。次世代を担う高校生も傍聴しているという点で、この点について絞って質問します。

移住・定住について。

6月定例会において、28年度から31年度まで30人、毎年6、7人の移住者と話されていたが、28年が終わろうとしているところでの結果はいかがでしょうか。
また、三宅村の地域おこし

協力隊の募集内容を見てみると、火山観光分野と水産加工分野という専門分野のハイスペックな人材が、月給16万6000円で募集されているが応募状況を伺います。

答 企画財政課長

31年度までに30人というのは協力隊のみではなく、さまざまな事業を通しての定住人口の目標と理解していただきたいと思えます。

移住・定住促進事業では、平成27年度に5人参加、内2人が定住。28年度は3人が参加したが、これに伴う現在の定住者はいないというところ

です。地域おこし協力隊は移住・定住分野という形で募集した結果、28年度に1人を採用し活動しています。観光分野と水産加工分野での募集については今後事業を立ち上げていくために、ある程度の知識を持った人という認識で公募をかけています。16万6000円という額は交付金等の対象事業費の問題なので、これ以上出して村がこれを求める

というところまでは現在至っていないので、この条件で今後も募集を続けていきたいと考えています。応募は2件あったが、現在のところ採用はまだないというところです。

再 協力隊の募集は具体性に欠ける募集内容や給与等条件など、再考の必要があるのではないのでしょうか。

例えば、休業中のふるさと味覚館でカフェ・レストランの運営という募集企画にして、島の食材を使ったメニューの開発やPR、御蔵島会館を利用した協力隊のコミュニティ形成、あるいは新三宅島空港内のレストラン運営という将来のビジョンなどが募集内容に組み込まれたら、もっと企画をイメージしやすいのではないかと思います。

また、課長に伺います。第5次総合計画にある最終目標の人口3000人は達成できますか。

答 企画財政課長

募集要項はさまざまな意見を取り入れ、わかりやすいものにしていきたいと思います。また、ふるさと味覚館や御蔵島会館を利用した協力隊の募集については、空港のレストランも含め、まだ方向性が決まっていないため、今後ある程度問題が上がって煮詰まっ

てきたら、それも含めた対応もあるような気はしています。平成33年には3000人という目標人口については、最低でも2700人のラインを維持しつつ3000人を目指すという目標で、村では第5次総合計画の基本方針に基づいた事業施策を実施しております。

新たな活動としては、地域おこし協力隊はSNSでタイムリーな島暮らし情報を発信しています。また、島で暮らすための情報をまとめたものを、早ければ4月以降に「丸ごと三宅島島暮らし」というタイトルでホームページに載せるといふことで作っております。

いただいたご意見も踏まえ、最大限の努力をして定住人口3000を目指すというところでご理解願いたいと思います。

問 観光産業について

観光客数は右肩下がりで推移しております。今後どう回復させていくつもりか、実際に平成28年度は、観光客増加のために何を実現されてきたか伺います。

答 観光産業課長

バードウォッチング、磯釣り、ダイビング、そういった



目的指向の強い方々のリピーター層をより一層取り込むということがまず第1かというふうに考えております。

観光協会ではダイビングファースティバル、村としてはアカッコ館を通じてバードアイランドフェスティバルなどの企画を立てています。

また、既存のイベントではエンデューロレース開催を通じてお客さんをより多く呼んでいくということがこれまでの施策であろうかと思えます。今年企画した自転車イベントは募集状況が振るわず、やむなく中止しましたが、来年度の策として実施できるよう、調整を図っているところです。

そして、オリンピックの開催もあることから、大会、合宿等の誘致でレクリエーションセンターを幅広く利用していただく中で、観光客の増加に繋がれることも計画していきたいと思えます。

また今年度東京都で整備が計画されている、雄山火口への遊歩道を利用した火口観光ツアーについても、村内部で協議をしているところですので、そういう新たな観光スポットの整備に伴った観光客の誘致も進めていきたいと考えております。

再 来年度の観光客数の目標は。

答 観光産業課長

この10年を平均してみますと3万3800人という数字になります。そうした中で、今年度の見込みが3万5200人ぐらいはいくのかなと思っております。昨年在3万6000人ということで、一昨年から若干伸びましたが、こちらはふるさと創生の事業の中で行った宿泊助成などの影響があったのかと分析しています。

過去の平均3万3800人、それから昨年ちょっと上がったということ、そして今年また3万5000人になろうかという見込みを立てる中で、3万5000人を下回らないというのがまず第一目標かと考えます。

先ほど申し上げた施策を確実に実行し、それに対応して幅広く三宅島を宣伝していくことが大事になるかと思えます。

再 総合計画の目標人口3000人というのは、課長の感覚として達成できますか。

答 観光産業課長

将来目標3000人の達成に向けて第5次総合計画を立てているので、それに向けて私の立場から言いますと観光農林水産業の面で移住・定住者を取り込めるような施策もさらに考え、目標に向けて今後も頑張っていきたいと思えます。

問 教育について

第2回定例会で教育環境の充実による定住人口の増加施策として、都立の小中高一貫校はどうでしょうというお話をお聞きですが、現段階ではどうお考えでしょうか。

答 教育課長

東京都教育委員会では、都立の小中高一貫教育校の設置について、開校予定を平成34年4月で準備が進められています。今後、引き続き、都立の小中高一貫教育校に関する情報を収集・研究して、動向を注視してまいりたいと考えております。

答 教育長

東京都の都立小中高一貫教育校というのが平成34年4月

に開校されますので、それを見守っていき、それまでには、ただ見守るだけではなくて情報の収集、制度の研究などを進めるところでございます。

問 待機児童について

先日、阿古住民懇談会でも住民の声をお聞きになったと思います。なかなか保育士の確保の根本が改善されないことについて、2点お尋ねします。なぜ保育士の斡旋を利用しないのか。また、今の1園ではなかなか問題が解消されないということであれば1、2歳児を子育て広場にセパレートしたら環境が変わるのではないのでしょうか。

答 村民生活課長

人材紹介会社の利用については、今後の人材確保対策の一つとして、今回の補正でも計上させていただいております。承認をいただいた後、取り組んでまいります。

1、2歳児の子育て広場へのセパレートについては、職員の配置が困難であること、兄弟・姉妹が分かれて通う世帯については、災害時も含めた通園送迎が保護者の負担になること、また財政面も考慮しますと、2園運営は難しいと考えております。

佐久間正文

議員



問 阿古地区災害危険区域に関する今後の利用について

昭和58年の噴火により栗辺地区を含む阿古地区は不幸にして流れ出た溶岩により埋没いたしました。既に33年という月日が経ちましたが、現在にいたっても放置されたままになっていきます。今後、何百、何千年経っても埋没地のまま放置され、何の利益も生まれません。

平成6、7年におきましては、埋没地をどうするのかという委員会が立ち上がったことも存じております。しかしその時の委員会もなくなってしまう、現状のままの結果となり放置されたままです。当時の条件というものがあつたと思いますが、村が埋没地を買い取るということは可能か伺います。

答 企画財政課長

阿古地区の溶岩埋没地の活用ですが、現在は阿古地区の溶岩埋没地海側については噴火災害で埋没した阿古集落跡や、小学校を散策できるような村有地に火山体験遊歩道を新たな観光スポットとして整備し、開放しております。訪れた観光客からは、間近から溶岩の距離などを体感できることからよい評価を得ております。

溶岩埋没地の買収等に関しては、まず山側の溶岩埋没地につきましては被災当時に全住民の同意が得られなかったことから買収ができなかった経緯がございます。その後、村民からの具体的な要望等も特になく、また村もこの土地についての有効利用について、要望がないことから議論していないということで、現状のままとなっております。

再 村がまだ買い取ることが可能か、また条件があるか伺います。

答 企画財政課長

溶岩埋没地については、夕景と栗辺地区と2地区あります。おおむね23万平米あり、当時の買収予定価格は平米1500円、計算いたしますと3億6000万円ぐら

い、買収にかかると、さらにこの地区は溶岩で埋まっていることから、用地の確定が必要ないということになります。用地の確定のためには測量委託をかけて全部に打ち込んで立ち会いを要するということになります。

復元作業ですが、うちのほうの試算では、今の阿古の夕景地区、都道からぐるり海岸まで危険区域の用地がおおむね12万7000平米あり、これを復元するには単純に測量しただけでも最低でも3500万円はかかるかと。

そのほかに、ここには個人の地権者、これはグブつている人もいますけれども225人ほどいるということ、この人たちの立ち会いと権利者の確定が非常に困難だと。そのような理由があつて、何の目的もなしに買い取ることはできないと思つています。

ただ、今後の考えですが、何も議論されていなかったというの、そういう立場に立つて要望もなかったし村も考へてはいなかったということ、今後この溶岩埋没地の利用等の検討も、やはりして見る必要があるのかなということ、これは私どもも考へております。

ですから、今言ったとおりの買収費用と測量費、そういうものを合わせて、例えばあ

る程度まとまった面積を用地買収した場合に、その後、村としてメリットがあるか、費用対効果の検討等をしていく必要が今後あるのかなと。

まずはそういうところに進むのか進まないのかということと、その役場の中で議論し、先の方角性を定めていきたいと考えております。ですから、今の段階で買うことができるかということ、今の段階ではできませんということになります。

再 今現在の場合、買うことはできないということでしたが、約225人という地権者に関しまして全く特定するということが不可能でございますか。

答 企画財政課長

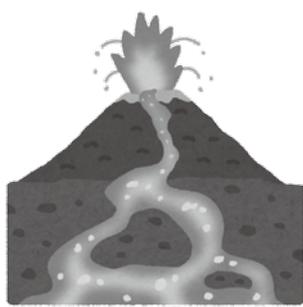
地権者は三宅村の場合には国土調査は終わっておりまして、地籍図というものがあり、所有権はもう確定してあります。ですから、地権者はわかります。ただ、今言つており、溶岩埋没地のようになり、そのエリアがどこかという区分が全然わからないため、それを確定するためには最低でも3500万円はかかるだろうということ。おおよそ225人ぐらい、夕景の真ん中だけでもそのぐらい

あると。当然くいを打つてこは誰のもの、ということになれば立ち会ひしていただいて、同意の判をもらう必要があります。

その後には、やはり三宅の場合にはなかなか相続登記がされていないというのが大半の土地でして、そこを相続登記までもっていくというのは、なかなか公共事業として村が間に合つてやっても難しいところがあります。ですから、そのような問題のないところがまとまるのか、あるいはそのようなことを住民が自分たちで解決するように何とかするの、やはりこの問題を先に進めるのには一番大事なことではないかと私は考へております。

再 平成6年、7年というのときに委員会ができたときには地権者全員の賛同を得なければこの土地の譲渡ができない、買うことができない

再 平成6年、7年というのときに委員会ができたときには地権者全員の賛同を得なければこの土地の譲渡ができない、買うことができない



ということになったと思えます。これも現在においてもやはり全員の賛同を得なければならぬですか。

答 企画財政課長

最初、噴火後の59年のときに土地を買うといったときは国の補助金を使うということの中で全員の賛同が必要だったということ。その後、平成6年、7年というのは、今後この溶岩土地をどのようにに活用していくのかという議論の場だったと聞いております。そのときも、賛同するというのが6割ほどで、やはり売りたいくないというのが4割ほどという結果になっております。

今は補助金を使つてという用地買収は考えられないので、買うとすればやはり当然、村の単費になります。先ほどからも言つているように、村が単費を出してその土地を求めるとは、それを有効に活用できるというようないふは、合理的な理屈がなければできないのではないかと、その辺のことを検討する必要があります。必要があるのではないかと考へております。

再 そうしましたら、補助金を使わず村がということですが、活用は可能ですか。

答 企画財政課長

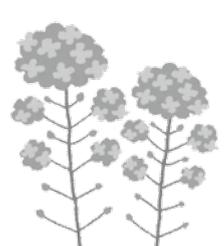
今、そう言われても検討する組織も部署もない状態なので、できないではないかと、まずはそのような検討に入る必要があるかないかというところの議論から、役場の中で進めていくことが肝要かなと思つております。

再

なかなかお金もかかることだということ、よく理解しておりますが、このまま放置していても何も得るものがないので、やはり検討なりして、これから前向きに地権者と村との話し合いを進めていければと思つております。有効利用をできる可能性を含んでいると思つておりますので、いろんな条件は確かにあると思つていますが、その中で前向きに検討していただくことを望みます。

答 企画財政課長

ご提言のとおり有効に活用できるかどうかの提言は今後行つてまいりたいというふうに思っています。



木村 靖江
議員



問 特定有人国境離島地域に係る施策について

平成29年4月1日から施行される法律で、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法として、国は必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

特定地域である伊豆諸島南部地域、三宅島も含まれます。



所管である東京都あるいは国からこのことについて調査があったのでしょうか。またはこれからあるのでしょうか。またはそれに対して三宅村として支援を必要とする要望について、これまでどのような準備をされているのかを伺います。

答 企画財政課長

本施策につきましては、平成28年10月6日に内閣官房総合海洋政策本部事務局が現地調査に来島され、法案の概要の説明を受けてございます。その後、東京都から継続的なヒアリング調査の依頼がありまして、三宅村としてはまず1点目に島民の航路及び航空路、海、空の運賃の低廉化、2点目として輸送コストの低廉化、3点目に滞在型観光促進に係る内容、4点目として雇用拡充に係る内容について島内の関係団体と調整を図りながら回答、要望を行ってございます。

いまだ支援内容が定まっていない部分もありますので、今後も各関連団体と連携を図りながら準備を進めてまいります。

再

ただいま4点ございましたが、1点目の島民の航路及び航空路の運賃の低廉化、2点目の輸送コストの低廉化、

また3点目の滞在型観光促進に係る内容、そして4点目でございますが雇用拡充に係る内容についてのご説明がございましたが、現時点では支援の内容、要望状況等、どのような対応をされているのか、伺います。

答 企画財政課長

まず1点目の島民の航路及び航空路の運賃の低廉化の内容でございますが、これは対象者は島民ですけれども、対象者については三宅島の住民及びこれに準ずると村長が認める者というのが対象者になりますよと。運賃の引き下げ限度額については、航路についてはJRの交通線の運賃並みの運賃並みというふう聞いてございます。

次に、2点目の輸送コストの低廉化の内容でございますが、対象者については民間団体、主に農協、漁協となりますが、なおかつ対象品目については本土に出荷する農水産物のうち鮮度が重要となる品目の輸送費の支援ということとなっております。また、交付対象経費は海上輸送、航空輸送にかかわる経費ということでございます。

3点目の滞在型観光促進に係る内容ですが、目的は特定

有人国境離島地域において魅力的な旅行商品の開発及び普及、滞在型観光を担う人材の確保・育成等を図る取り組みに対する支援、いわゆるソフト事業の支援を行うということで、滞在型観光を促進するということとなっております。

あと、4点目の雇用拡充に係る内容でございますが、目的は特定有人国境離島地域における創業環境、事業創業の不利に鑑み、雇用機会の拡充に寄与する創業または事業者の支援を行うことというふうになってございます。支援の具体的な内容等は現在では確定できませんので、調整中となっております。

再 それでは、今後がさらに大事になってくるかと思えますが、三宅村の地域社会維持を図るために必要な支援を、今後もさらに具体的に調査し、具体的な要望につなげていただくことをお願い申し上げます。

問 花いっぱい推進について。

先般、桜のくわ入れが行われましたが、今後、推進委員会の設置およびこれからの計画について、村としてのお考えを伺います。



答 観光産業課長

花いっぱい推進につきましては、もう既に三宅村総合開発委員会の中に部会規則が設置されておりまして、その中で花いっぱい推進部会を設置できることになってございます。

前回の質問でも答弁しておりますが、アジサイを始めとする島特有の植物、こちらを観光資源として活用していくことが非常に有効であるというふうにも今でも考えておりますので、早い段階でこの花いっぱい推進部会を組織いたしまして、計画的に前向きに実施してまいりたいと考えておりますので、もししばらくお時間をいただければというふうにも思います。

問 子ども・子育て支援について。

これについては、9月定例会での質問と重なるところもあるかと思いますが、さまざま

まな課題に苦慮されている現状はよく理解しております。だからこそ、あえてその上でこども園導入へ早期実現を図ることを再度提案させていただきます。

就学前の子供が同じ環境で保育、教育を受けられることが保障され、豊かな心と社会性を身につけた次代を担う子供を育てることは社会全体の責任であります。課題となる全てを超え、多様な現代社会

にあつて求められる時代の変革に伴う対応をぜひお願い申し上げます。あらためてご見解を伺います。

答 村民生活課長

第3回定例会で答弁したとおり、認定こども園につきましては今後の課題の一つだと認識しております。この先、本村におきまして認定こども園を行うことになった場合は保育所型になると思いますが、今、必要としている医療の保育士資格及び幼稚園免許所有



者の確保が必要となります。保育士の随時採用の募集をしてもいまだに応募がない状況が続いていることから、村といたしましては日中子育て

をするのができない方のためにある保育園の安定運営を最優先に取り組むこととしまして、その後の段階として認定こども園の検討に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

再 とてもよく理解はできません。このことは本当に皆さんも同じことを考えていらっしゃるかと思えますので、

今後、本当に前向きなというか実現に向けたご検討を、それから、今後も引き続きの職員確保等のご努力を重ねてお願い申し上げます。

質問は以上でございますが、最後に、就任よりはや10カ月がたち、4度目の定例議会を迎え一巡いたしました。悪戦苦闘しながらも充実の日々でございます。村民の皆様は、情報の見える化とよりスピード感を持った希望の持てる村づくりに期待をいたします。三宅島を心から愛してやまない櫻田村長の、今後のさらなるリーダーシップに信頼と期待をし、私自身初心を忘れず全力を尽くしてまいります。

平川 大作
議員



問 高齢者福祉について

要支援サービスの自治体が行う総合事業への移行完了は17年4月を目指すとしていますが、国からの支援策はあるのか、また、間に合うのか、お聞きしたいと思います。

答 村民生活課長

まず、要支援サービスの総合事業への移行の件でございますが、訪問、施設サービスともに、サービス提供事業者の承諾を得ることができましたので、今後、来年4月1日のスタートに向けて必要な諸手続きを行ってまいります。また、国の支援策はあるのかということでございますが、財源におきまして、負担割合に応じた応分の負担はいただいております。

再 では介護難民が生まれるようなことは絶対にはありません。

答 村民生活課長

今回の総合事業につきましては、従来の予防給付における訪問施設サービスを総合支援事業のほうに移行する中で、今までの議会の中でも現行相当分として継続を村としては考えているという形でございます。その考えに基づき今回調整を行いましたので、基本的にはそういう漏れがないように取り組んでまいります。

問 防災について。

南海トラフ地震の際には大津波が予想されていることは言うまでもありませんが、大津波で大久保浜の発電所が壊滅的な打撃を受け、電気がなくなれば、私たちの生活は立ち行かなくなります。

村民の皆さんからも、隣島や都内が災害に遭った場合、三宅に回すだけの発電車があるのか、何カ月も何年も回しているだけでも電気を切らすことがないのか、覚書等は交わしているのかという声が届いています。関係機関、輸送機関、東京都との調整の結果についてお聞きします。

答 総務課長

島内で電気が喪失した場合の対応については、電力会社では発電車5台程度確保して対応に当たるといふふうに対応しております。ただ、発電車の輸送あるいは燃料の確保、設置場所など、また内地での災害発生時の対応を含めて詰め切れていない部分も多々ございますので、引き続き取り組みを進め、最終的には覚書が交わされるような調整・協議を行ってまいりたいと考えております。

再 その5台に関して、現在、島内にあるのかというのと、この機械をフルに回したときには、どれぐらいの期間回しっぱなしでいられるのか伺います。

答 総務課長

発電車については、高圧、低圧、各1台、合計2台が現在島内にあり、それ以外の発電車については、内地から持ち込むと伺っております。それから、内地で災害が発生した場合等の問題につきましては、各電力会社間でそれぞれ融通し合って対応することとしているということでございます。

また、電力会社のほうは、島嶼部全体を見据えた形での

組織も持っているということですので、ほかの島も含めて電力を喪失しないように対応していくということでも伺っております。

発電車がどの程度の期間、運用可能かということですが、こちらは定期的にメンテナンスを行えば、また燃料を補給すれば長期間運用が可能と伺っておりますので、多少不安はあるかと思いますが、全く電力が喪失するという状況は防げるのかなと考えております。

問 火山礫の対応について。

火山礫の採掘は、かなりの雇用を生んでいたこともあり、ぜひとも再開するべきです。自己財源確保のためにも全力で取り組んでいただきたい。今後は環境省と採掘に向けて協議を継続するというところでしたが、その結果について、採掘不可能ということであれば、その理由についてお聞きします。

答 観光産業課長

三宅島は富士箱根伊豆国立公園でございます。自然公園法及び同法施行令施行規則により、国立公園内で行う行為につきまして、特別保護地区、それから第1種、第2種、第3種の特別地域、そし

て普通地域に区分され、それぞれ規制されております。中でも、火山礫の採掘につきましては、鉱物の採掘、土石の採取に当たり、特別保護地区、それから第1種から第3種までの特別地域においては、露天掘りは許可されておられません。

普通地域におきましては届け出制となっておりますので、採掘等は可能です。また、規制地域内、今申し上げました特別保護地区から第1種、第2種、第3種それぞれ規制地域内におきまして、露天掘り以外のいわゆるトンネル掘りのような工法であれば許可対象となっております。

平成12年の噴火以前、建材事業会計におきまして火山礫を採取し、村の有用な自己財源となっていたことは承知しておりますが、噴火災害により建材工場は甚大な被害を受け、再建も検討しましたが、さきに述べましたように自然公園法のこの規制により許可が出ないということもございます。そこで当時離島特区制度を活用できないかということでも調査をいたしました。火山礫の需要が全国的にも少なくなってきたということから、採算性に欠けること判断をいたしまして、特区申請並びに建材事業の再建は

問 伊豆避難施設について。

議員セミナーの折、島内施設を視察した際、路肩の縁石があり幅が狭いため、バスが施設まで入ることができませんでした。噴火などの災害時において、施設の玄関先まで入れることが村民の皆さんの命を守る立場から必要と考えます。

答 総務課長

ご指摘の点につきましては、現場確認をさせていただきまして、対応を考えてまいりたいと考えております。

問 カラス対策について。

カラスの駆除については、住民懇談会の折にも要望がありました。

現在の人員で回っていくのではないかと思います。現在置いている捕獲小屋にまめに餌を入れておけば、捕獲数も上げることができそうです。

この捕獲小屋は幾らかかるのかということも、増設につきましてお聞きします。

答 観光産業課長

この件に関しましては、何度も定例会で質問されておりまして、繰り返しのご答弁とな

りますがご理解をお願いいたします。

まず、トラップの製作費用は、平成25年に約15万円ほどで製作いたしました。また、平成25年9月から役場臨時庁舎に設置しましたがトラップの構造と管理の面で捕獲することができず、26年2月から構造を一部変更し、現在の阿古漁港内に設置して、これまで244羽を捕獲しております。

トラップの増設についてですが、トラップの構造がわな猟に該当するというところで、わな猟の狩猟免許が必要となっております。現在、担当課で1人が免許を所持しております。鳥獣捕獲の許可申請に基づきまして捕獲を行っているところでございます。おとりのカラスの管理、それから人員確保などの面から、現在のところ複数設置は難しいというところでございます。

以上のことから、地道ではあります。現状維持での捕獲を継続してまいりたいと考えております。

問 バイクフェスタについて。

今年も5000万円をかけてバイクフェスタが行われましたが、村民の皆さんからの、まだバイクレースはやってほしいのかという声が以前にも増えています。今年のパイ

クフェスタの成果と費用対効果についてどう考えるかお聞きします。

答 観光産業課長

費用対効果については、一概にはかかれるものではないと思っておりますが、例年同様、イベント前のPRといったしまして、地下鉄構内でのポスター掲示を始め、都内で行われておりますモーターサイクルショーやバイク関連のイベントに出展いたしました。エンデューロレースのほかにも三宅島のPR活動を行い、多くの皆様に三宅島を知っていただくことにつながっているとと思っております。

より一層、三宅島の知名度を上げるためにも、引き続きエンデューロレースを通じて、さまざまなPRを展開いたし、三宅島の魅力を幅広く紹介しまして、観光客増員へとつなげていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。



水原 光夫

議員



問 高齢者の介護予防事業の実施に向けて。

第3回定例会において、関係機関との方向性に関して話し合いを行うとの答弁をいただきましたが、その後どのような調整が図られたのか、その結果について教えていただきたい。

また、今後増加傾向にある中で、充実したサービス提供が賄えるのか、特に通所サービスについては、実施基準でいいますと、要支援と要介護の区分分けが必要と思われるのですが、どのような形態で行っていくのか、現行の体制で可能であるかを伺います。

一方、任意で行われているサロンサービス事業に対する支援について、各地区の支援者との協議もあわせて実施されているのか、また、29年度の財政的支援に対する予算措置

の要求がなされているか伺います。

答 村民生活課長

関係事業者との話し合いについてですが、先月、現在サービスを提供していただいております2事業者と打ち合わせを行い、総合事業に移行する予防給付の訪問、施設サービスとともに受託いただけるとの回答をいただきました。

次に、新年度以降の施設サービスの提供のあり方についてですが、国が示しております「介護予防日常生活総合事業のガイドライン」に記載されている形のままで大丈夫でございます。

最後に、サロンへの支援というところでございますが、新年度の予算要求の前に当たりますして、ボランティアの方から必要な支援内容を伺いまして、村が支援できる範囲の中で、来年度の予算要求をしております。

問 観光の現状と将来像について。

東京都は今年度大路池及び雄山遊歩道の整備を進めておりますが、現在、雄山地区は危険区域に設定されている中、せっかく遊歩道が整備されても、危険区域の解除がなされなくては利用不可能とな

ってしまいますが、当区域への立ち入り解除の時期の見通しはあるのか伺いたい。

また、前回定例会で質問した三池地区の再開発の促進について、再度要望したいと思っております。当地区は、かつては松林で風光明媚であったが、今や雑草地となり、非常に見苦しい状態があります。観光客が風景を味わい、美しい海岸通りとして、緑地公園としての整備が図れるよう、東京都にあらためて要望、陳情をすることが必要と思われますが、促進に向けて村長の意思をあらためて伺いたい。

答 総務課長

雄山遊歩道整備に伴う立ち入り規制解除時期の見とおしについてですが、できるだけ早く情報伝達手段や各種のルール整備などの安全確保対策を整え、当面は、今年度施工されます遊歩道部分だけでも規制が解除できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、三池地区の公園としての整備についてですが、キャンプあるいは海水浴などといった、観光の拠点としては非常に適した場所であると思っております。しかし、一方でその大部分が南海トラフ巨大地震あるいは元禄型関東地震の津波浸水地域ということになっ

ております。防災上の観点から見ますと、不特定多数が集まる場所として整備するには、かなり問題がある場所ではないかと考えております。しかしながら、引き続き慎重に検討していくことが必要ではないかと思っております。

再

やはり観光地としての意義を唱える中で、雑草地でおくのはいかがなものかと思えます。植栽公園にするとか、キャンプ場の整備も必要と思われまます。

三池地区は危険区域と言われますが、それでは同じ海岸沿いの大久保地区のキャンプ場はいかがでしょうか。また以前、三池地区は、かさ上げの事業も考えられたということも聞いていますが、その後経過についてお伺いしたい。

答 総務課長

三池地区の公園整備でございますが、現状ある施設の維持については当然していくべきものと考えておりますが、新たな施設として、東京都あるいは国等においていくということになれば、当然のことながら、その防災上の問題が大きな課題になるということでお答えをさせていただきます。大久保地区のキャンプ場につきましては、もともとあった



ものを今使っているというところでございますので、それとはまた考え方が異なったものであると認識をしております。三池地区のかさ上げですが、これは帰島後、三池地区の復興対策ということで検討した経緯がございますが、当時事業を実施するための国の制度がなかったため、そのまま立ち消えになっている状況でございます。もし何かあそこでするということになれば、新たに検討委員会なりを立ち上げて検討すべきものと考えております。

答 村長

課長も申したとおり、いろいろな課題がある中でも、検討はしていくということでございます。

ただし、私は村長として、三池地区のキャンプ場の整備については、要望をしていくべく、メモの中にはちゃんと入れてあります。ただ、それはまだ公表したり表に出すものではないのですが、そういうところでの進め方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

問 村職員の確保と人材育成について。

現在、村の職員の確保については、組織をもって努力されているところですが、職員の入退職が見られることは、非常に残念なところでございます。特に保育士の確保は依然としてできていない状況の中、せっかく確保しても短期で退職されているのが現状ではないでしょうか。

もちろん、メンタルケアは十分に行っていることは承知するところですが、問題が深刻化する前に、別の観点から専門のメンタルケアを取り入れるなどの方策も考えるべきと思われる。

また、職員の採用のあり方についても工夫が必要と思われますが、どのような形式で募集しているのか伺いたい。

また、人材育成のあり方については、先般、島嶼一部事務組合の採用試験には、130人余りの応募があったと聞いております。そこで、私なりに思うことですが、将来の幹部職員の育成に当たり、村職員を派遣していくことも一つの手段と考えられますが、それについてどのような体制が図られているかをお伺いしたい。

答 総務課長

まず、メンタルケアについて

ですが、村では産業医によるメンタルヘルス講習会を定期的に実施しております。また、本年度から、国が定めたストレスチェックを、全職員対象に実施しており、この結果によりまして産業医が面談を実施することとしております。今後も産業医の助言をいただきながら、職員のメンタルのケアに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、職員の募集のあり方についてですが、現在、村の掲示場への掲示のほか、ホームページあるいはハローワークでの募集を行っているところでございます。また、確保が非常に困難となっている保育士につきましては、別途、島内各戸へチラシを配布する一方、保育士養成を行っております専門学校あるいは短期大学、4年制大学に案内を送るなどの対応を行っております。引き続き、人材確保に向けて努力をしまいたいと考えております。

次に、人材育成のあり方についてですが、現在、島嶼振興公社に人材育成を目的としたしまして職員を1人派遣しているところでございます。役場自体の人材確保が厳しい中ではあります。今後、島嶼振興公社への派遣につきましては、継続していく予定と

しております。

再 メンタルケアについて、産業医が当たっていることは承知しておりますが、この件については、産業医のみならず専門のメンタルケア、労務管理士等がおります。産業医は産業医、労務管理士は労務管理士の見方もかなりありますので、その辺の別の感覚でやる方法もいかなと思います。

人材育成の関係ですが、先ほども事務組合の事例を出しましたが、村が率先して、別枠で島嶼事務組合に人材を送って育成を図ることも必要じゃないかと思われれます。

答 総務課長

メンタルケアでございますが、外からの目で見ていることだと思えます。そういったことも含めて、産業医のほうとも相談しながら、進めていければというふうに考えております。

それから、職員の人材育成でございますけれども、今のところ一部事務組合のほうから職員を派遣する云々の話は一切来ておりませんが、もしそういったお話があれば、役場自体も非常に職員が今厳しい状況になっているという点が課題とはなりますが、検討はしてみたいと考えております。

石井 肇
議員



三宅村簡易水道事業について

問 水道水の安定供給について。

最近多発している水道水の漏水事故による断水について、排水管の老朽化によるものと説明しておりますが、先日開催された住民懇談会で配付された資料では、4月から10月末現在で、18件の漏水事故が発生し、修理されているということですが。

漏水箇所の検知はどのような方法で行っているのか伺います。

答 地域整備課長

漏水の検知でございますが、実際には、管が老朽化してどこで発生するか検知することは不可能でございます。漏水の多発地域の広域的な

改修については、現在、都の補助事業で、都道の改修、舗装の打ち換えに合わせまして、既設管が鋼管の漏水が多発する箇所の配管の更新を行っております。

また、都道と村道部分の既設管が石綿管の埋設されたところについては、排水管の更新もあわせて毎年全体で1キロメートルのペースで工事を実施しているところでございます。さらに昨年には、年度の初めから漏水が多発した薄木地区について、補助事業の追加要望を行い、漏水の減少を図っております。しかしながら、配水管の延長が長いというところで、計画的に更新を行っていかねばならず、突発的な漏水の発生を防ぐことはできません。引き続き地道に漏水修理を行いながら、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

再 漏水箇所を人の耳に頼ってやるような検知はしていないのですか。

答 地域整備課長

音聴機と音聴棒という道具がございます。夜中、車が走っていない、人が歩いていない時間にバルブ等の音を聞きながら調査する方法はありますが、実際にはこれだけ漏水が多発している今の状況では

職員が対応するのは厳しい状況でございます。

再 三宅村の総合計画の、快適な生活環境づくりの項目の中に、三宅村簡易水道施設状況監視システムを構築し、安定した水道施設の運用を図ると記されております。この監視システムはもう導入されているのか、お伺いします。

答 地域整備課長

監視システムにつきましては、坪田の役場本庁舎内に整備されており。現在、坪田の施設からテレメータシステムで担当部署にパソコンを置いてそれを監視している状況です。

再 どの程度の漏水がどこで起きていますかという場所は設定できませんが、どの地区で漏水していますよというような監視項目というのはあるんですか。

答 地域整備課長

漏水の場所を特定する対応は無理です。配水池が島内15

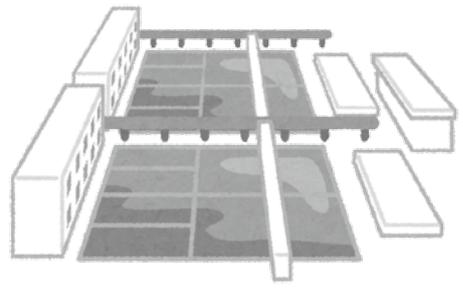


カ所あり、その井戸の減り具合を監視しています。そこで急激に水位が下がったときはどこかで漏水しているという判断で、その配水池が供給しているエリアを漏水調査するというのが実情です。

再 漏水が多発している管と同年代に埋設された配水管は同じように発生すると仮定できるわけですよ。1カ所でも漏水したら同系統の配水管は全域的に改修すべきと考えます。工事が大きくなり、それなりの予算措置も必要と思いますが、今後計画的に取り替え工事はやりますと言いますけれども、広範囲な取り替え工事を一度にやっちゃって、またその次はほかの地区に行くというような考えはございますか。

答 地域整備課長

昨年ですと、産興商会から沖倉商店までの距離を500メートルスパンでいっぺんに入れ替えています。それから、石綿管の入れ替えについては、坪田地区では都道の改修に合わせて、100メートル弱、そのほかに、伊豆の大久保浜、都道から1本横に入った道をかかなりの距離を、それから伊豆下は2年連続でやっています。要は長い距離で一応改修、更新かけていると



いう状況です。また、薄木で2、3カ月の間に3回、4回漏水が発生した際には、急遽東京都にお願いして、350メーター更新しております。

問 災害時における水道水の供給について。

巨大地震、それに伴う津波災害により、発電所が被災し、島内全域が停電した場合、水道設備の浄水・送水機能は完全に停止してしまいます。現在、島内に保有している発電機の容量では、水道施設への送電は期待できないと考えます。第1回定例会の一般質問で、総務課長は、水の供給は電気が通じている間に島内全ての配水池が満タンになれば当面は大丈夫と考えていますと答弁されておりますが、当面とはどの程度なのかお伺いいたします。

答 地域整備課長

各配水池の貯水量でございますが、災害時に直接塩素の効いた水がくみ上げられる箇所については8カ所あり、全体で900トンになります。しかし、実際には井戸はそのまま自然流下ですから、井戸の根元もしくは近くのバルブを操作しますと、それを操作している間で配水池の3分の1ぐらいまで落ちてしまいます。そうすると300トンですが、2、3日はもつという状況です。ただこれは、1人当たり1日6リットル使用で、なおかつ1カ所の場所に住民が集中した場合の計算になります。その地域で避難せずに自宅で水を使うとなると13時間しかもちません。

以上のことから、まずは東京電力が所有する発電車を優先的に水道施設に電気の供給ができないか協議してまいります。



たいと考えております。

再 電源車1台で何カ所もあるポンプ場の操作は無理だと思えます。配線もしなきゃいけないといったことを考えると、先ほど言った13時間では事足りない。そこで、島全体を網羅できるような高台に水槽を持ち、非常時には落差で各地区に水を供給できるようなシステムづくりに対しての考えを伺います。

答 地域整備課長

発電所が被災した場合に、水源の揚水、送水ポンプが止まり、配水池に水が送れないこととなります。こうしたことから貯水槽の増強等を検討すべきとのことですが、配水池の設置については、人口に合わせて認可されており、増設することは非常に難しい状況でございます。村としまして、各水源と送水ポンプ場に非常用発電設備等の設置について検討しておりますが、膨大な費用がかかると思われま。

再 医療施設、あじさいの

里、伊豆避難施設等は、被災中でも人が大勢集まって水を大量に使う施設です。断水を理由にその機能を停止させることができません。長時間の断水を防ぐために、簡易

水道的に何か考えているのかどうかをお伺いいたします。

答 地域整備課長

中央診療所、特養、避難施設ということで、この施設については、自家発電と受水槽を持っていきますが、何時間ももちません。例えば伊豆避難施設であれば水源は大路水源になります。通常は大路から阿古、伊ヶ谷を経由して、伊豆の配水池に水が入っていますが、伊豆地区の配水については、現在は、いざとなったら神着からも水が回せるようになっていきます。一応、阿古地区であれば特養、神着地区は坪田ルートになり、三池の金曾水源から回っていき神着の配水池から供給ができるということで、全体をループできるように、対応策はとっております。

再 ループしてありますよというのには、電力は使わなくてもいいようになっていくのですね。

答 地域整備課長

神着ルートの神着と伊豆間については電力が必要です。配水池の高低差がありますので、両方とも満タンであつても送れないという状況となります。

沖山 肇
議員



問 みやけ保育園の運営の充実と、その関連について。

保育園の運営に関して、園長を始め、少ない保育士が工夫しながら行っていることは理解していますが、限界があることもまた事実であります。それで、十分な保育士が確保できないという理由だけでなく、やはり現状の中ですと保護者と話し合う機会、あるいは協力を求めることも必要ではないでしょうか。特に1、2歳児に関しては、最近では、子育て世代の母親の職場復帰、就労機会の支援策のみならず、育児休暇制度も充実してきていますので、これらを広く活用させるような方向もやはり見せていただきたいと考えます。やはり1、2歳児の入園の保護者に対して制度活用をより一層

進めていただければ、またちょっと違うのではないのでしょうか。家庭ごとの事情もあると思いますが、制度利用に見合った人であれば何とかそれで行けるのかなと思っておりますがいかがでしょうか。

待機児童の対象者というのはどの保護者にも可能性あるわけですので、児童の通園保育の機会を少しでもシェアするような方法を求めることも必要かと思われませんが、いかがでしょうか。

その中で、関連として、子育て広場の活用について、これからどのような点を踏まえていくのか、日常の利用に関する提案として、今現在の月曜から土曜日までの開放を、調整の上、日曜日も利用できるか伺います。

答 村民生活課長

まず、1、2歳児の件でございます。特に1、2歳時期につきましては、できるだけ親御さんと過ごしていただきたいという気持ちはありますけれども、各家庭によりまして事情があり、産休後直ちに仕事を再開しなくてはならないというようなご家庭もございます。そのため、1、2歳児につきましては、保育の認定において、優先度合の高い方のみをお預かりしている状況であることから、このクラ

スの一時休止ということはありませんでしたし、そこは検討する余地はなかったものというふうにご考えております。それから続きまして、子育て広場の件でございます。

子育て広場につきましては、現在、月曜から土曜までの午前10時から午後3時までの間、保育園に入っていないお子さんの遊び場とあわせて保護者の交流の場として運営しておりますが、保育園に入っていないご家庭等の子育て支援の拠点として充実させていく必要があると考えております。

内容といたしましては、保育園の保育士が確保できた後となりますが、子育て広場にも保育士を配置して、保護者がお子さんを短時間預けられるようにするほか、現在の、「みんなでランチ!」のような、子供と保護者がともに楽しめる企画などを毎日提案で



きたらと考えております。それから、最後に出ました、現在の月土から、日曜日にも利用できないかというようにご提案でございます。こちらにつきましては、今現在、子育て広場の運営自体をシルバー人材センターに委託をしております。その辺で、曜日の変更等できないものか、検討してまいりたいと考えております。

再 現状の中のこれからというのには課長の答弁でよくわかりました。もう一つ、アンケート用紙のようなものを置いてもらって、その中で今現在利用している皆さんが何を求めているのか、それも含めて検討できる余地があるのかを最後に聞きたいと思っております。

答 村民生活課長

ご意見箱みたいな形のものというのであれば検討できるかと思っております。

1. 出張関係

- (1) 平成28年9月27日(火) 東京都島嶼町村一部事務組合第1回臨時会出席(港区)
- (2) 平成28年10月13日(木)・14日(金) 三宅村議会議員先進地視察(福岡県うきは市)
- (3) 平成28年10月15日(土)・16日(日) 第44回小金井なかつよし市民まつり、小金井三宅島友好協会ゼレモニー出席(小金井市)
- (4) 平成28年10月17日(月) 群馬県みなかみ町議会交流促進特別委員会との農産物交流事業打ち合わせ出席(港区)
- (5) 平成28年10月18日(火) 第27回東京都道路整備事業推進大会出席(千代田区)
- (6) 平成28年10月26日(水)・27日(木) 平成28年度先進町村議会との意見交換、視察(群馬県北群馬郡榛東村)
- (7) 平成28年11月3日(木) 新伊那市誕生十周年記念式典出席(長野県伊那市)
- (8) 平成28年11月8日(火) 第35回離島振興市町村議会議長全国大会出席(千代田区)
- (9) 平成28年11月9日(水) 第60回町村議会議長全国大会出席(茨城県)
- (10) 平成28年9月11日(日) 第2回三宅村スポーツイベント「おたのしみ運動会」出席
- (11) 平成28年9月18日(日) 平成28年度あじさいの里「敬老会」出席
- (12) 平成28年10月1日(土) 三宅小中学校合同運動会出席
- (13) 平成28年10月2日(日) 平成28年度三宅島ボルダリング大会出席
- (14) 平成28年10月3日(月) 平成28年度東京都島しょ町村議員ゼミナー出席
- (15) 平成28年10月22日(土) 第29回島嶼町村職員大会出席
- (16) 平成28年10月29日(土) 第23回東京都島しょPTA連絡協議会合同研修会三宅島・御蔵島大会出席
- (17) 平成28年11月4日(金) 三宅村1000本さくら植栽事業推進委員会出席
- (18) 平成28年11月5日(土) 平成28年度「敬老の集い」出席
- (19) 平成28年11月12日(土) 小池都知事来島対応
- (20) 2016 WERRIDE三宅島インテューロレース出席
- (21) 平成28年11月18日(金) みなかみ町交流促進特別委員会視察対応
- (22) 平成28年11月19日(土) 第17回三宅島産業祭及び三宅村1000本さくら植栽事業納入式出席
- (23) 平成28年11月20日(日) 小金井市及びみなかみ町議会三宅島友好視察対応
- (24) 平成28年11月20日(日) 第17回三宅島産業祭出席
- (25) 平成28年11月20日(日) 小金井市及びみなかみ町議会三宅島友好視察対応

2. 行事・来島者関係

- (1) 平成28年9月11日(日) 第2回三宅村スポーツイベント「おたのしみ運動会」出席

- (2) 平成28年9月18日(日) 平成28年度あじさいの里「敬老会」

コラム

2017年も明け、新しい年が始まりました。おめでとーございます。村民の皆様にとつて、この1年が幸多き年でありますことをご祈念いたします。早いもので2月の選挙以来、あつという間の一年でした。私たち議員もそれぞれの得意分野から全員が三宅の将来を考え、質問をしています。当然と言えば当然ですが嬉しさを感じます。私自身も3期目に入りました。ここまでやってこられたのも皆様のご指導のおかげだと考えています。有難うございます。今後とも全力で取り組んで参ります。お時間があればぜひ、議会を傍聴していただきたいと思ひます。寒さもこれから本格的な時期に入りますので風邪をひかないようにお気を付けてください。

平川 大作

表紙の写真より

～三宅高校1年生&三宅小学校6年生
定例議会を傍聴!!～

12月14日から開会された「第4回三宅村議会定例会」の初日に、都立三宅高等学校1年生12人と引率の先生3人が訪れ、議員による一般質問の様子を見学しました。また最終日は、三宅村立三宅小学校6年生7人と引率の先生2人が、一般会計補正予算(第6号)審議の様子を見学しました。

議会の傍聴は、個人、団体等問わず、自由に傍聴ができます。なお、団体での傍聴は席に限りがありますので、事前に三宅村議会議務局へご連絡をお願いいたします。

お詫び

第三定例会議会だよりにおいて、質問者の意に反する構成になりましたことを心からお詫び申し上げます。今後は二度とないように改善すべきところは改善し取り組んで参ります。ご迷惑をおかけした各団体、各位の皆様にご心からお詫び申し上げます。 議会だより 編集委員長 平川大作

お問い合わせ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会議務局